



資料2-1

第202500177525号
令和7年10月17日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 灘本 雄一 様

鳥取県農林水産部水産振興局長 氏 良介
(公印省略)

県外者に対する小型いかつり漁業の新規の許可等に係る制限措置の
内容及び申請期間並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第54号。以下「規則」という。）
第5条第1項第8号に規定する小型いかつり漁業に関し、県外者に対する令和
8年漁期の許可等を行うに当たり、別添公示案のとおり当該許可等に係る制限
措置の内容及び申請期間を定めるとともに、許可の有効期間を短縮して定める
ことについて、規則第12条第3項及び第16条第2項の規定に基づき諮問し
ます。

担当
漁業調整担当 橋本
電 話：0857-26-7339
ファクシミリ：0857-26-8131

(公示案 1)

鳥取県漁業調整規則(令和 2 年鳥取県規則第 54 号。以下「規則」という。)第 12 条第 1 項の規定に基づき、規則第 5 条第 1 項に規定する漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置の内容

小型いかつり漁業 (県外船)

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
小型いかつり漁業	鳥取県沖合	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	定めなし	5 トン以上 10 トン未満	北海道に住所又は漁業根拠地を有する者	2
					新潟県に住所又は漁業根拠地を有する者	1
					福井県に住所又は漁業根拠地を有する者	2
					兵庫県に住所又は漁業根拠地を有する者	1 6
					島根県に住所又は漁業根拠地を有する者	3
					長崎県に住所又は漁業根拠地を有する者	4
	最大高潮時海岸線から 27,000 メートル以遠の鳥取県沖合	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	定めなし	10 トン以上 30 トン未満	北海道に住所又は漁業根拠地を有する者	3 3
					青森県に住所又は漁業根拠地を有する者	1 9
					岩手県に住所又は漁業根拠地を有する者	2
					山形県に住所又は漁業根拠地を有する者	3
					富山県に住所又は漁業根拠地を有する者	1

				石川県に住所又は漁業根拠地を有する者	2
				福井県に住所又は漁業根拠地を有する者	6
				兵庫県に住所又は漁業根拠地を有する者	3
				島根県に住所又は漁業根拠地を有する者	2
				佐賀県に住所又は漁業根拠地を有する者	3
				長崎県に住所又は漁業根拠地を有する者	2 2

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年11月1日から同月30日まで

3 許可の有効期間

令和8年1月1日から同年12月31日まで

4 この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。

(公示案 2 : 漁期途中に許可希望があった場合)

鳥取県漁業調整規則(令和 2 年鳥取県規則第 54 号。以下「規則」という。)第 12 条第 1 項の規定に基づき、規則第 5 条第 1 項に規定する漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき制限措置の内容

小型いかつり漁業 (県外船)

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格 (※)	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 (※)
小型いかつり漁業	鳥取県沖合	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	定めなし	5 トン以上 10 トン未満	〇〇 (道県) に住所又は漁業根拠地を有する者	〇
	最大高潮時海岸線から 27,000 メートル以遠の鳥取県沖合	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	定めなし	10 トン以上 30 トン未満	〇〇 (道県) に住所又は漁業根拠地を有する者	〇

※ 許可希望のあった道県に住所又は漁業根拠地を有する者に対し、許可希望隻数を予備枠 (10 トン未満 5 隻、10 トン以上 5 隻) の範囲内で公示する。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(各道県水産主務課と鳥取県漁業調整課が協議して適当と認める日から 2 週間)

3 許可の有効期間

許可日から令和 8 年 12 月 31 日まで

(漁業許可の管理上、有効期間の満了日を同一にするため、短縮)

4 この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。

3 鳥取県小型いかつり漁業協会の意見（令和7年10月10日 役員会）

- ・県案に異議なし

（参考）鳥取県漁業調整規則抜粋

（知事による漁業の許可）

第5条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第14号、第17号及び第18号に掲げる漁業にあっては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 小型いかつり漁業 海面において総トン数5トン以上30トン未満の船舶を使用して釣りによりいかをとることを目的とする漁業

(9)～(18) (略)

（新規の許可又は起業の認可）

第12条 知事は、許可（第8条第1項及び第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

(1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

(3) 推進機関の馬力数

(4) 操業区域

(5) 漁業時期

(6) 漁業を営む者の資格

2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をするとすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りではない。

3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、第1項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、第10条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

6～9 (省)

（許可の有効期間）

第16条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項（第1号に係る部分を除く。）の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

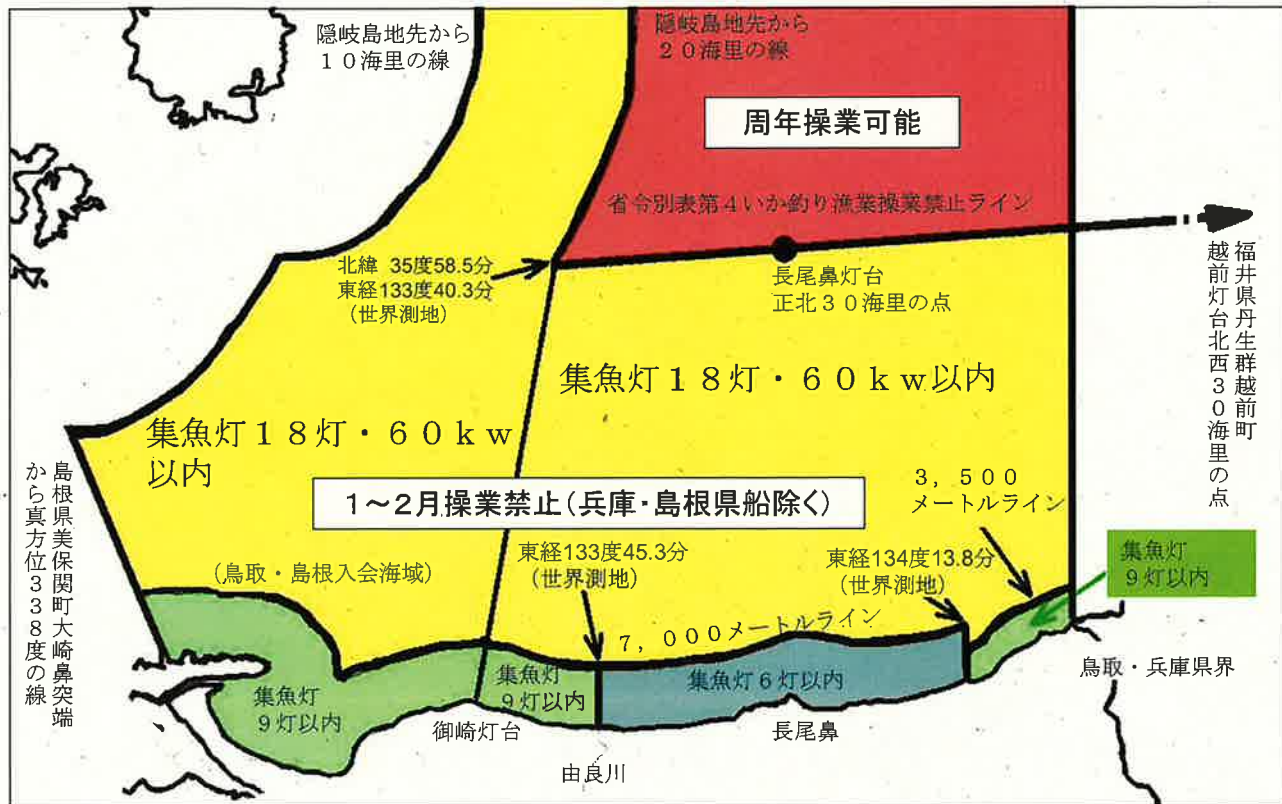
(1) 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業並びに第5条第1項第1号から第3号まで、第6号、第10号及び第12号から第15号までに掲げる漁業 5年

(2) 第5条第1項第4号、第5号、第7号から第9号まで及び第11号に掲げる漁業 3年

(3) 第5条第1項第16号から第18号までに掲げる漁業 1年

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

鳥取県小型いかつり漁業操業区域図（県外5トン以上10トン未満船）



鳥取県小型いかつり漁業操業区域図（県外10トン以上30トン未満船）

